

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法 <ul style="list-style-type: none"> 23条～50条 略 71条の5～8・27～29・48～49 略 292条～328条の16 略 ・ 茅ヶ崎市市税条例 <ul style="list-style-type: none"> 3条 略 16条～32条の12 <p>第16条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内に住所を有する個人 (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの (5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第32条の3の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。) <p>18条以下略</p> ・ 茅ヶ崎市市税条例施行規則 <ul style="list-style-type: none"> 1条～6条 略 16条～18条 略

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法 51条～65条 略 292条～328条の16 略 ・ 茅ヶ崎市市税条例 3条 略 25条の6～7 <p>第25条の6 法人税割の税率は、法人税額の100分の8.4とする。 (平26条例39・平30条例48・一部改正)</p> <p>第25条の7 次の各号に掲げる法人(法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。)に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本金等の額が500,000,000円未満である法人、資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等 8.4分の2.4</p> <p>(2) 資本金等の額が500,000,000円以上1,000,000,000円未満の法人 8.4分の1.2</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が500,000,000円未満又は500,000,000円以上1,000,000,000円未満であるかどうかの判定は、各事業年度又は各連結事業年度の終了の日(法第321条の8第1項前段の規定(法人税法第72条第1項若しくは第144条の4第1項の規定が適用される場合又は第88条の規定が適用される場合に限る。))により申告納付すべき法人の市民税にあっては、その事業年度又はその連結事業年度開始の日から6箇月を経過した期間の末日)の現況による。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茅ヶ崎市市税条例施行規則 1条～2条 <p>第1条 この規則は、茅ヶ崎市市税条例(昭和25年茅ヶ崎市条例第47号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 市長は、条例及びこの規則の規定による申告事項のほか、市税の賦課徴収について必要があると認めるときは、納税者又は特別徴収義務者等に対し、必要な事項を申告させ、又は報告させることができる。</p>